

## 市役所からのお知らせです

## り災証明書の申請について

令和元年台風第19号により浸水などで家屋などに被害を受けられ、個人で加入している建物保険の請求などで必要な方に、り災証明書を発行しています。

被害写真などをご持参のうえ、市役所1階税務課8番窓口までお越しください。

- ・受付時間 平日8時30分から17時15分まで
- ・持参するもの ①被害写真（印刷したものを提出してください）  
②印かん（三文判、朱肉をつけるもの）  
③身分証明書（運転免許証など）

申請者、り災者が異なる場合は委任状が必要となる場合があります。

※り災証明書は、災害にあった人の申請によって、家屋などの被害状況を自治体が証明するものです。

問い合わせ先  
銚子市役所税務課 0479-24-8953

## 災害ごみの取扱について

台風第19号の浸水などの被害による家庭から出た災害ごみを清掃センターで受入れます。事前に「り災証明書」及び「一般廃棄物処理依頼書」の交付を受けると処理料が免除されます。

なお、清掃センターで処理できない災害ごみもありますので、詳しくは生活環境課へ確認してください。

- ・受け入れる災害ごみ  
ふとん、たたみ、家電4品目（テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫）流木、可燃物、不燃物、粗大ごみ  
※ブラウン管テレビで、地デジチューナーを付けてテレビ視聴に使用していたものは、地デジチューナーと一緒に持ち込んで下さい。
- ・受付時間 月曜日から土曜日の午前9時から午後4時まで
- ・持参するもの ①り災証明書（税務課で交付）  
②一般廃棄物処理依頼書（生活環境課で交付）

問い合わせ先  
銚子市役所生活環境 0479-24-8910  
清掃センター 0479-23-0075

※台風第15号による被害の、り災証明書の申請受付や災害ごみの受け入れも、引き続き行っています。